平成３０年（フ）第４１号
兵庫県伊丹市御願塚１丁目６番２号　１―102号、前住所兵庫県伊丹市昆陽東５丁目２番43―303号
債務者　吉川　隆昭
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
兵庫県伊丹市昆陽６丁目160番地
債務者　福田美由紀
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第９７号
兵庫県姫路市飾磨区中野田４丁目25番地３
債務者　木下　侑香
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１２４号
兵庫県姫路市青山南３丁目３番３―112号県住宅供給公社青山団地３号棟
債務者　柴田　　一
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５３号
奈良市あやめ池南２丁目６番32―26号
債務者　山東　孝宏
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９６号
岡山市東区宍甘103番地１　東側
債務者　山根　成智
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７号
広島県三原市円一町５丁目２番１―401号
債務者　仲田　治幸
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２８号
広島県三原市円一町５丁目２番１―401号
債務者　仲田　恭子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２４号
山口県下関市上田中町１丁目17番11―404号第１金家ビル
債務者　鶴見　賢一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
山口県下関市秋根新町７番21―303号
債務者　山田　一成
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
愛媛県東温市田窪2226番地４
債務者　菊地　光男
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
高知県安芸市川北甲4292番地
債務者　畠山　梨花
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
佐賀市新栄西１丁目７番48号、前住所佐賀市末広２丁目４番37号
債務者　多良　一清
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
佐賀市諸富町大字為重1305番地３
債務者　前川恵美子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６８号
大分市敷戸新町５番７―205号
債務者　岩尾　正則
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９５号
大分県別府市大字鶴見4035番地の７　県営扇山東住宅２Ａ―１―12
債務者　平田しのぶ
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９６号
大分市大字鶴崎504番地の１
債務者　後藤奈々江
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係